官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

目次

〔告示〕
○財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、令和二年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件の一部を改正する件（**財務**二二）　一
○航路標識に関する件（**海上保安庁**二、三）　七

〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一四
特殊法人等
厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　三三
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　三五
会社その他
会社決算公告　三六